



2024年4月11日

各位

会社名 株式会社 魚 喜
代表者名 代表取締役 有吉美和
(コード番号: 2683 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員管理本部長 河野肇
電話番号 0466-45-9282

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年5月23日開催予定の当社第39回定時株主総会にて定款の一部変更の件を付議することを決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款変更案のとおり第42条(剰余金の配当等の決定機関)及び第43条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第6条(自己の株式の取得)、第43条(期末配当金)及び第44条(中間配当)を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年5月23日(予定)
定款変更の効力発生日	2024年5月23日(予定)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p><u>第 6 条 (自己の株式の取得)</u> <u>当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>—</p> <p>第 7 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p>—</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算 (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>第 43 条 (期末配当金)</u> <u>当社は、株主総会の決議によって毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p><u>第 44 条 (中間配当)</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>第 45 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式 (削 除)</p> <p>第 6 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p><u>第 42 条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>第 43 条 (剰余金の配当の基準日)</u> <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</u> 2 <u>当社の中間配当を行う場合の配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</u> 3 <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 44 条 (現行どおり)</p>